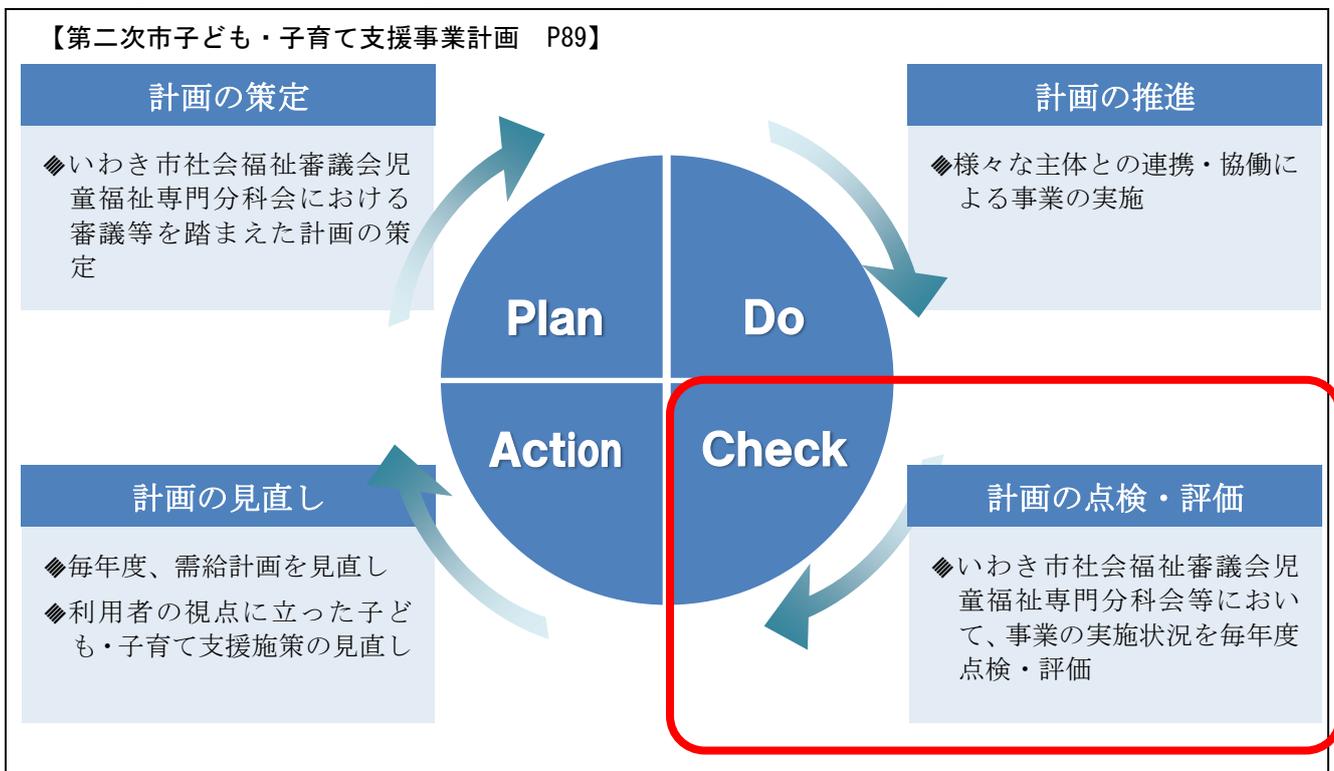


第二次市子ども・子育て支援事業計画の中間年度における 点検・評価に係る方針について

1 概要

第二次市子ども・子育て支援事業計画においては、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間としており、毎年度、点検・評価を実施している。

今年度は、中間年度となるが、国において「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」が示されたことから、当該計画で策定した子ども・子育て支援施策や市の需給計画についての「中間年度における点検・評価に係る方針」について、委員の意見を伺うもの。



2 これまでの点検・評価の状況

(1) 子ども・子育て支援施策

現行計画においては、4つの基本目標を定め、基本目標ごとに関連する市の子ども・子育て支援施策を位置付けて（全215事業（再掲事業を含む。））おり、その点検・評価については、毎年度、各基本目標に位置付けた施策の中から、「新規・拡充の取組が含まれる事業」や「事務局において報告が必要と考えられる事業」を選定し、分科会において点検・評価を実施してきた。

(2) 市の需給計画

市の需給計画については、保健福祉等の申請・相談窓口となっている地区保健福祉センター単位（7地区）を教育・保育提供区域として設定し、①教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」、②地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を位置付けており、①については、施設・事業の認可状

況や利用状況、整備状況等を踏まえながら、「確保方策」に係る見直しについて毎年度実施してきた。

3 中間年見直しに係る国の考え方

国からは、令和4年3月18日付事務連絡において「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」が示され、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされ、見直しの方法として、以下の方法が示された。

種 別	見直しの方法
① 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」	<p>教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、<u>10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。</u></p> $\frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \quad \text{又は} \quad \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$
② 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」	<p>教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、<u>必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。</u></p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向 ・ 一時預かり事業を行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦・主夫家庭等の増減見込み、実際の利用状況等

4 中間年度における点検・評価に係る方針

(1) 子ども・子育て支援施策

国の事務連絡で示された『地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」』の見直しの必要性を検討するには、当該事業の点検・評価が必要になると考えられることから、現行計画における子ども・子育て支援施策のうち、「子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業」のほか「基本目標ごとに報告が必要と考えられる事業」を中間年度における評価事業として選定し、点検・評価を実施することとしたい。

《中間年度における評価・点検事業（案）》

基本目標・事業名	担当課	地域子ども・子育て支援事業
基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てるために		
① 母子保健・子育てコンシェルジュサービス事業	こどもみらい課 こども家庭課	○
② 地域子育て支援拠点事業	こども支援課	○
③ 子育て情報の発信	こどもみらい課	-
④ 妊婦健康診査事業	こども家庭課	○
⑤ 養育支援訪問事業	こども家庭課	○
⑥ 延長保育事業	こども支援課	○
⑦ 一時預かり事業（幼稚園・保育所等）	こども支援課	○
⑧ 放課後児童クラブの充実	こども支援課	○
⑨ 病児・病後児保育事業	こども支援課	○
⑩ 子育て短期支援事業	こども支援課	○
基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育まれるために		
① 予防接種事業	保健所総務課	-
② フッ化物洗口事業	保健所地域保健課 こども支援課 学校教育課	-
③ 新生児聴覚検査支援事業	こども家庭課	-
④ 障がい児保育・統合保育の充実（再掲）	こども支援課	-
基本目標Ⅲ 支援を必要とする子どもとその家庭のために		
① 子ども家庭総合支援拠点	こども家庭課	-
② 乳児家庭全戸訪問事業（いわきっ子健やか訪問事業）（再掲）	こども家庭課	○
③ 実費徴収に係る補足給付事業	こども支援課	○
④ 就学援助金	学校教育課	-
基本目標Ⅳ 子育てを地域全体で支えるために		
① ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	こども支援課	○
② ホームスタート事業（再掲）	こども家庭課	-
③ 子育て・保育研修事業費	こどもみらい課	-
④ 保育士人材確保推進事業	こども支援課	-

(2) 市の需給計画

① 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

現行計画策定時と比較し、10%以上の乖離が認められる部分もあることから、「量の見込み」及び「確保方策」ともに見直しを実施する。

② 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

地域子ども・子育て支援事業の点検・評価を踏まえ、「量の見込み」及び「確保方策」の見直しが必要と判断される事業については、見直しを実施する。